

1、目的

- ・京都女子相撲の発展及び促進のため
- ・女子選手の交流の場として、練習メニューの実施及び練習場所の提供
- ・女子相撲の指導者育成

2、目標

- ・相撲を研究し、お互いが助け合えるような団体になること

3、参加資格

- ・女性であること。
- ・クラブ規約に同意できるもの
- ・和を乱さず協力し、チーム内で切磋琢磨できるもの。
- ・女子相撲の発展や促進のため、SNS や取材等に協力できるもの。

4、活動日

- ・土曜日や日曜日・祝日に実施し、月 2～3 回実施する。

5、監督・指導員の任命

- ・監督・指導員は、毎年 3 月に任命する。
- ・任期は 1 年とし、3 月までに次年度の指導員・監督を任命する。
- ・指導員は随時追加する場合がある。追加する場合は、その都度会員に連絡する。

6、監督・指導員の権限

- ・監督・指導員は練習日程を決定する。
- ・監督・指導員は練習メニューを決定する。
- ・監督及び指導員が会計・運営を行う。
- ・監督不在の場合は指導員が練習を指示し、代行を行う。
- ・会員が方針に沿って行動しない場合は、退会も含めた処分を行うことができる。

7、会費

- ・入会金・会費は以下の通りとする。
入会金（保険料）・・未就学児～中学生 800 円。高校生～社会人 1850 円
保険はスポーツ安全協会の『スポーツ安全保険』に加入する。 加入区分（大人 C こども A1）
月会員・・1 ヶ月 500 円か練習 1 回ごと 300 円で徴収する。
- ・如何なる理由であっても、集めた入会金・会費については返金しない。
- ・会費は施設使用料・クラブチーム運営費に使用する。
- ・会費は 1 年で精算し、余剰分が出た場合は来年度に繰り越す。

8、クラブ運営

- ・クラブで何かを購入する必要がある場合は別途案内をする場合がある。
- ・施設利用料が日常の活動よりも大幅に増える場合は別途徴収することがある。
- ・遠征や合宿を実施する場合は、その都度会費とは別に徴収する場合がある。

9、入会・退会・休会

- ・入会を希望する場合は、練習当日に入会用紙と入会費を提出する。
- ・退会・休会をする場合は、監督や指導員に申し出ること。
- ・学校での部活や他の自治体のクラブとの併用は可である。

10、練習

- ・伏見港公園相撲場で練習を実施する。
- ・情報配信は京都女子相撲クラブ HP か京都女子相撲クラブ Instagram で配信する。
- ・練習の予定は、月初めに当月の練習予定・練習時間を配信する。
- ・練習時間を変更する場合は、当日までに HP か Instagram で配信する。
- ・練習は、基礎練習・実技練習・筋力トレーニングとする。
- ・合同練習等を実施する場合は、事前に連絡する。
- ・練習中に怪我をした場合は、応急処置はするが、それ以上の責任は負わない。

11、試合

- ・相談にはのるが、各自で登録すること。
- ・希望があれば、京都女子相撲クラブで出場してもよい。
- ・京都女子相撲クラブとして団体に出場する場合は、指導員に相談し、許可を得ること。
- ・京都女子相撲クラブの選手が他の団体と合同で大会に出場しても良い。

本規約は、令和4年3月16日より施行する。

本規約は、令和4年12月24日に改定する。

本規約は、令和5年2月17日に改定する。

本規約は、令和6年3月27日に改定する。